

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	定期検査用機材倉庫（A棟）設置の天井クレーンの点検において、機材倉庫天井の目地処理材の一部が外れ、天井クレーンの走行に支障を来しているため、当該目地処理部を修理	D	
2	1号機	1～4号機用水素ガス供給系の1号機水素注入装置用水素供給圧力変換器の配管接続部より水素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉建屋残留熱除去系ポンプ室内設置の局所空調機駆動用電動機の点検において、カップリング内径とシャフト外径の嵌合値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	主復水器レベル調整弁（A）駆動部の点検において、ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	主タービン湿水分離器ドレンタンク（1）のドレン弁駆動部の点検において、制御用電磁弁に動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
6	2号機	復水回収タンクレベル調整弁等（計3台）の駆動部の点検において、ポジションナ一部品に作動不良が認められたため、当該部品を交換	D	
7	2号機	主タービングランドシール蒸気系の蒸化器入口蒸気圧力調整弁等（計5台）の駆動部の点検において、ポジションナ及び減圧弁用の小型圧力計に指示値不良が認められたため、当該小型圧力計を交換	D	
8	2号機	主タービン湿水分離器ドレンタンク（2）のレベル調整弁駆動部の点検において、制御用空気供給用小型弁にシートリークが認められたため、当該小型弁を修理	D	
9	2号機	原子炉再循環系ポンプ（A）の第2シールキャビティ圧力変換器の点検において、テスト弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
10	2号機	原子炉建屋通常換気系給排気隔離弁の開閉動作確認において、弁体のシートパッキンに変形が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	2号機	原子炉建屋通常換気系給排気隔離弁（4台）の点検において、アキュムレータ（計4台）の配管接続部及び安全弁よりエアリークが認められたため、当該部のシールテープ及び安全弁を交換	D	
12	2号機	炉心スプレイ系のA系統復水検塩装置用洗浄水供給元弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニットへの窒素ガス充填用圧力調整弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-15）用窒素ガス圧力計の検出配管との接続部より窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	主復水器細管洗浄装置制御盤（A2）の警報表示窓「操作電源」の発光ダイオード（4灯中、1灯）に不点灯が認められたため、当該警報表示回路を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）の冷却用海水入口配管のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	500kV超高压開閉所の碍子洗浄水ポンプ（A）のグラウンドリーク量の増加が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	タービン建屋換気空調系6.9kV高压電源盤室空調機用冷却装置の膨張水タンクへの補給水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	6号機	タービン建屋換気空調系電気品室空調機（A）用冷却装置の膨張水タンクへの補給水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	6号機	原子炉格納容器漏えい率検査において、不活性ガス系窒素ガス補給配管隔離弁（1台）にシートリークが認められたため、当該隔離弁を点検・修理	D	
21	6号機	復水回収タンクレベル変換器に動作不良が認められたため、当該変換器を点検・調整	D	
22	6号機	原子炉補機冷却系、タービン補機冷却系、原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却系サージタンクレベル記録計の操作部保護カバー用蝶番部が破損しているため、当該部を点検・修理	D	
23	その他	当所のホームページの取放水口温度データ公開システムにおいて、海水の取水／放水温度差のデータが計算機プログラムの不具合により伝送停止（約3日間）していたため、当該データ公開システムを点検・復旧	D	
24	その他	雑固体廃棄物の充填固化体製造作業において、モルタル充填・養生後のドラム缶搬送装置の制御用電磁弁のケーブルコネクタ部が破損したため、当該電磁弁を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで